

H18.8.4 東京地裁 H18(ヨ)22022号 著作隣接権仮処分命令申立事件

H18.12.22 知財高裁 H18年(ラ)第10009号 著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

要点)

インターネット回線によりTV番組の視聴を可能とする本件サービスは、TV局の送信可能化権を侵害しないとされた事案。

本決定は、TV番組をインターネット回線に送信するベースステーション(以下「BS」)を利用した本件サービス(なお、本件サービスの提供者(債務者)は、利用者所有に係る各BSの預託を受ける。)について、詳細に検討を行い、放送データの送信の主体を債務者と評価することはできず、『これを利用者の立場からみれば、BSを債務者に寄託することにより、その利用が容易になっているにすぎない。』と認定し、『BSによる放送データの送信は、1主体(利用者)から特定の1主体(当該利用者自身)に対してされたものである。そうすると、BSによる送信は、不特定又は特定多数の者に対するものとはいえず、これをもって「公衆」に対する送信ということとはできない』ことから、本件サービスにおける各BSは、「自動公衆送信装置」に該当しないことを理由に、債権者(TV局)の申立を却下した。

なお、直接的な著作権侵害行為の主体とは認められない者についても『著作権法上の規律の観点』から「(送信可能化行為の過程の)管理・支配」「利益」を要件に責任を認める判例法理(「カラオケ法理」)[最判昭63.3.15]の適用は認められなかった。

また、抗告人(TV局)は、抗告審において本件サービス関連の機器を全体としてみれば、「自動公衆送信装置」に該当するとの主張を行った。しかし、知財高裁は、平成18年12月22日、原決定同様、BSは「1対1」の送信を行う機能のみ有していること、被抗告人の本件サービスにおける放送送信への関与の程度等を考慮し、BSはやはり「自動公衆送信装置」に該当しないとし、TV局による抗告を棄却した。

以上

(弁護士 井上 義隆)